

令和8年度

ゆうがおスポーツクラブ総会資料



開催日 : 令和8年4月25日(土)

時間 : 午前10時～

場所 : 壬生町総合運動場 管理棟会議室

「ゆうがおスポーツクラブ」総会次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 来賓祝辞

4 議長選出

5 議 事

- (1) 第1号議案 令和7年度 事業報告について
- (2) 第2号議案 令和7年度 決算報告について
- (3) 監査報告
- (4) 第3号議案 令和8年度 事業計画（案）について
- (5) 第4号議案 令和8年度 予算（案）について
- (6) その他
 - ・役員名簿（任期2年 令和7, 8年度）

6 閉 会

(1) 第1号議案 令和7年度事業報告について

教室事業

事業内容	開催日	実施回数	参加延人数
エンジョイゴルフ	毎月最終月曜日	12	60
ラージボール卓球	第1・3・4火曜日	27	190
太極拳	第1・3火曜日	23	149
健康体操	第2・4火曜日	25	134
ミニバスケットボール	第2・4火曜日(3.4.8月休)	32	354
ジュニアランニング	毎週火曜日	41	419
バスケットボール(一般)	火曜日(不定期)	12	0
ピラティス	毎週水曜日	46	412
ランニング	第2・4水曜日	18	80
エンジョイスリム	毎週水曜日	48	238
バドミントン	毎週水曜日	40	515
みんなで新卓球	毎週木曜日	46	346
エアロビクス	毎週木曜日	41	375
硬式テニス(昼)	毎週木曜日	47	334
フラダンス	第2・4木曜日	23	141
ピラティス(夜)	毎週木曜日	42	304
ジュニアバドミントン	毎週木曜日	45	843
硬式テニス(夜)	毎週木曜日	42	369
バレトン	毎週金曜日	47	1292
貯筋運動	毎週金曜日	45	469
家族でスポーツ	毎週金曜日	44	524
ボルダリング	毎週金曜日	40	377
ジュニア硬式テニス	毎週土曜日	41	364
ヨガ	土曜日(不定期)	23	164
計		850	8453

イベント事業

事業内容	開催日	時間	場所	参加人数
夏季ハイキング	7/6 (日)	終日	玉原高原	33名
秋季ハイキング	11/2 (日)	終日	足尾方面	30名
ミニバスケットボールスクール	11/29 (土)	10:00~ 12:00	壬生町総合運 動場体育館	46名
ジュニアサッカースクール	雨天中止			
ゆうがおフェスティバル	3/14 (土)	9:30~ 12:30	壬生町総合運 動場	92名

運営委員会

事業内容	開催日	場所	回数
運営委員会議	4/15・9/9・1/20・3/17	管理棟 2階会議室	4回

その他の事業

事業内容	開催日・内容	備考
県協議会事業等	5/11(日)栃木県総合型地域スポーツクラブ総会	ユウケイ 武道館
総合型SC下都賀地区協議会	6/13(金) フェスタ等	小山市文化センター
	3/27(金) フェスタ等	下野市
総合型地域スポーツクラブ指導者派遣 事業	依頼なし	

(2) 第2号議案

令和7年度 ゆうがおスポーツクラブ 決算書

収入総額 9,190,866 円

支出総額 8,263,144 円

差引残額 927,722 円

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予算額	収入済額	比較増減	摘 要
1 クラブ会費	1,200,000	1,177,050	-22,950	年会費（保険料含む）
2 町補助金	4,100,000	4,100,000	0	
3 事業収入	2,500,000	2,920,200	420,200	参加料、施設利用料
4 繰越金	989,293	989,293	0	
5 雑収入	3,707	4,323	616	利子等
合 計	8,793,000	9,190,866	397,866	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予算額	支出済額	比較増減	摘 要
1 謝金	3,200,000	2,923,756	276,244	
1) スポーツ教室謝金	3,100,000	2,888,756	211,244	
2) イベント謝金	100,000	35,000	65,000	
2 旅費	150,000	116,000	34,000	
1) 交通費	150,000	116,000	34,000	
3 借損料	1,050,000	1,024,810	25,190	
1) 会場使用料	450,000	351,600	98,400	
2) その他	600,000	673,210	-73,210	バス代、コピー機リース代等
4 スポーツ用具費	200,000	321,590	-121,590	
1) スポーツ用具費	200,000	321,590	-121,590	
5 消耗品	250,000	165,559	84,441	
1) 消耗品	250,000	165,559	84,441	事務用品、など
6 印刷製本費	60,000	52,800	7,200	
1) 印刷製本費	60,000	52,800	7,200	入会申込書
7 通信運搬費	120,000	103,488	16,512	電話・切手
1) 通信運搬費	120,000	103,488	16,512	
8 賃金	3,100,000	2,750,339	349,661	
1) 賃金	3,100,000	2,750,339	349,661	
9 その他の経費	533,000	754,802	-221,802	
1) 保険料	400,000	319,578	80,422	スポーツ安全保険 イベント保険料
2) その他の経費	133,000	435,224	-302,224	パソコン2台、雑費他
10 周年事業積立金	50,000	50,000	0	
11 予備費	80,000	0	80,000	
合 計	8,793,000	8,263,144	529,856	

*周年事業積立金は、R5～開始しており15万円となっております。

監査報告について

監 査 報 告 書

監 査 内 容


- (1) 令和7年度ゆうがおスポーツクラブ事業報告について
- (2) 令和7年度ゆうがおスポーツクラブ収支決算報告について

上記を監査の結果、適正かつ正確に処理されていたことを認めます。


令和8年4月11日

ゆうがおスポーツクラブ 会長 相田喜久夫 様

ゆうがおスポーツクラブ監事：

白石英明 

ゆうがおスポーツクラブ監事：

神永久人 

(4) 第3号議案 令和8年度事業計画(案)について

教室事業

事業内容	開催日	実施回数	時間	参加料
エンジョイゴルフ	毎月最終月曜日	12回	19:00~20:00	200円
ラージボール卓球	第1, 3, 4火曜日	36回	13:30~15:30	200円
太極拳	第1, 3火曜日	24回	13:30~15:30	200円
健康体操	第2, 4火曜日	24回	13:30~15:00	200円
ミニバスケットボール	第2,4火曜日(3,4月休)	20回	18:00~19:00	200円
ジュニアランニング	毎週火曜日	48回	17:30~18:30	200円
バスケットボール(一般)	火曜日(不定期)	24回	19:30~20:30	300円
ピラティス	毎週水曜日	48回	9:30~10:15	300円
ランニング	第2, 4水曜日	24回	18:00~19:30	300円
エンジョイスリム	毎週水曜日	48回	19:00~20:30	500円
バドミントン	毎週水曜日	48回	19:00~21:00	200円
みんなで新卓球	毎週木曜日	48回	9:30~11:30	100円
エアロビクス	毎週木曜日	48回	9:30~10:15	300円
硬式テニス(昼)	毎週木曜日	48回	10:00~12:00	300円
フラダンス	第2・4木曜日	24回	13:30~15:00	200円
ピラティス(夜)	毎週木曜日	48回	19:00~19:45	500円
ジュニアバドミントン	毎週木曜日	48回	19:00~21:00	200円
硬式テニス(夜)	毎週木曜日	48回	19:00~21:00	200円
バレトン	毎週金曜日	48回	10:00~11:00	300円
貯筋運動	毎週金曜日	48回	15:15~16:15	300円
家族でスポーツ	毎週金曜日	48回	19:00~21:00	200円
ボルダリング	毎週金曜日	48回	19:30~20:30	500円
ジュニア硬式テニス	毎週土曜日	48回	9:00~10:30	200円
ヨガ	土曜日(不定期)	24回	11:00~12:00	300円

イベント事業

事業内容	開催予定時期
ミニバスケットボールスクール	12月
ハイキング	7月、11月
ジュニアサッカースクール	6月、1月、2月
ゆうがおフェスティバル	3/13（土）

運営委員会

事業内容	開催時期
運営委員会議	4月、9月、1月、3月

その他の事業

- 栃木県総合型地域スポーツクラブ協議会関係事業
 - ・総会
 - ・研修会等
- 総合型地域スポーツクラブ下都賀地区協議会
 - ・連絡会議等
 - ・下都賀地区SCフェスティバル
- 総合型地域スポーツクラブ指導者派遣事業

(5) 第4号議案

令和8年度 ゆうがおスポーツクラブ 予算 (案)

収入総額 9,440,000 円

支出総額 9,440,000 円

差引残額 0 円

(収入の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
1 クラブ会費	1,200,000	1,200,000	0	年会費 (保険料含む)
2 町補助金	4,400,000	4,100,000	300,000	
3 事業収入	2,900,000	2,500,000	400,000	参加料、施設利用料
4 繰越金	927,722	989,293	-61,571	
5 雑収入	12,278	3,707	8,571	利子等
合 計	9,440,000	8,793,000	647,000	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
1 謝金	3,450,000	3,200,000	250,000	
1) スポーツ教室謝金	3,100,000	3,100,000	0	
2) イベント謝金	350,000	100,000	250,000	イベント数増加
2 旅費	150,000	150,000	0	
1) 交通費	150,000	150,000	0	
3 借損料	1,150,000	1,050,000	100,000	
1) 会場使用料	450,000	450,000	0	
2) その他	700,000	600,000	100,000	バス代、コピー機リース代等
4 スポーツ用具費	500,000	200,000	300,000	
1) スポーツ用具費	500,000	200,000	300,000	
5 消耗品	250,000	250,000	0	
1) 消耗品	250,000	250,000	0	事務用品など
6 印刷製本費	60,000	60,000	0	
1) 印刷製本費	60,000	60,000	0	
7 通信運搬費	120,000	120,000	0	
1) 通信運搬費	120,000	120,000	0	電話代など
8 賃金	3,100,000	3,100,000	0	
1) 賃金	3,100,000	3,100,000	0	
9 その他の経費	610,000	533,000	77,000	
1) 保険料	400,000	400,000	0	クラブ加入保険料
2) その他の経費	210,000	133,000	77,000	フェスティバル、雑費他
10 周年事業積立金	50,000	50,000	0	
11 予備費	0	80,000	-80,000	
合 計	9,440,000	8,793,000	647,000	

令和7, 8年度 役員等について

会長	相田 喜久夫
副会長	落合 章男
副会長	青木 一男
運営委員	大塚 春海
運営委員	金子 和正
運営委員	高畑 徹
運営委員	糸川 祐子
監事	神永 久人
監事	白石 英明

○事務局

クラブマネジャー	青木 一男
サブクラブマネジャー	山杉 睦子
事務局員	高山 朝子
事務局員	鈴木 和子

○ 規 約

第1章 総 則

(名称)

第1条 このクラブはゆうがおスポーツクラブ(以下「クラブ」という)という。

(所在地)

第2条 クラブは、事務局を栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲 3828 番地、壬生町総合運動場内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 クラブは、あらゆる年代の会員が運動やスポーツに親しむことができる環境を整備し、会員相互の親睦を深め、健康の維持・増進を目的とする。

(事業)

第4条 クラブは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種クラブ活動
- (2) 各種スポーツ教室
- (3) 各種イベント
- (4) 各種研修会・講演会
- (5) 会員相互の親睦を深めるための事業
- (6) その他クラブの目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(構成)

第5条 クラブは次の者を持って構成する。

- (1) 会 員 クラブの事業に参加するもの。
- (2) 賛助会員 クラブの趣旨に賛同し、事業を援助できる者または団体

(入会資格)

第6条 クラブに入会できる者は、壬生町に在住在勤される方で、クラブの目的に賛同し、クラブが定める規約を遵守できるものとする。ただし、本クラブの目的・趣旨に賛同するものであれば、町外者であっても入会することができる。

(入会手続き)

第7条 クラブに入会を希望する者は、所定の手続きにより申し込むものとする。

(会費)

第8条 会費は、別に定めるものとする。

ただし、退会等による既納の会費は返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会費を納入しない者は、会員資格を喪失する。

(除名)

第10条 クラブは第6条の規定に反した者、又次に該当する者について運営委員会の決議により除名することができる。

(1) クラブの名誉を傷つけた者

(2) 反社会的行為をした者

第4章 役員

(役員)

第11条 クラブには次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) クラブマネージャー 1名

(4) サブクラブマネージャー 若干名

(5) 運営委員 若干名

(6) 監事 2名

(7) 会計 1名

(8) 必要に応じて顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第12条 クラブの役員は、会員の中から総会において選任する。

(役員職務)

第13条 会長はクラブの役員の会務を統括し、クラブを代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。

3 運営委員は、運営委員会を構成する。

4 クラブマネージャーは、クラブの運営を統括する。

5 サブクラブマネージャーは、クラブマネージャーを補佐し、クラブマネージャーに事故ある時は職務を代行する。

6 会計は、クラブの会計を処理する。

7 監事は、クラブの運営及び会計について監査し、その結果を総会に報告する。

8 その他、別途定める職務による

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は、増員によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了でも後任者が選任されるまでの間、その職務を行う。

第5章 組織

(会議)

第15条 クラブに次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 運営委員会

(総会)

第16条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会の議決は、成人会員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 4 総会は次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び決算に関すること。
 - (3) 役員の選任及び解任に関すること。
 - (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (5) 運営委員会への委任事項に関すること。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、クラブ運営に関すること。

(運営委員会)

第 17 条 運営委員会は会長、副会長、クラブマネージャー、サブクラブマネージャー、及び運営委員を持って構成する。

- 2 運営委員長は、会長が務め、運営委員会を統括する。

(運営委員会の職務)

第 18 条 運営委員会は委員長が招集し、事業の計画及び運営に関する事項を協議し決定する。

- 2 運営委員会の議長は、運営委員長があたる。
- 3 運営委員会は、クラブに必要な細則等の制定及び改廃ができる。

第6章 事務局

(事務局)

第 19 条 クラブの事務を処理するため、クラブマネージャー及び会計その他の職員を置く。

- 2 その他の職員は、会長が任命し、庶務を行う。
- 3 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 会計

(会計)

第 20 条 クラブの会計は、次のものをあてる。

- (1) 会費
- (2) 事業等による収入
- (3) 国、地方公共団体、財団等からの補助金
- (4) その他の収入等

- 2 クラブの会計処理は事務局が行う。

(会計年度)

第 21 条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第8章 会員の責務

(自己の責任)

第 22 条 会員はクラブの諸規約を遵守し、責任者及び指導者の指示に従い自己の責任において行動するものとする。

- 2 会員はクラブ活動中の障害について、保障を受けようとする者はスポーツ安全保険に加入しなければならない。クラブはその活動中の障害については、スポーツ安全保険の対象範囲以内で対応する。なお、中学生以下はスポーツ安全

保険に必ず加入しなければならない。

第9章 情報処理

(個人情報)

第28条 クラブが知り得た会員の個人情報については、十分な管理体制のもと取り扱うものとし、特定された利用目的の範囲を超えて取り扱ってはならない。

第10章 細則

(細則)

第24条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、運営委員会の決議により別に定める。

附則

本規約は、平成23年2月27日から施行する。

本規約は、平成25年4月27日に一部改正する。

本規約は、平成26年4月26日に一部改正する。

本規約は、平成29年4月22日に一部改正する。

本規約は、平成31年4月27日に一部改正する。